

大分県報

平成二十八年
号外（一四四）
十二月二十二日

（木曜日）

目次

条 例

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正……………一
職員との給与に関する条例等の一部改正……………三

〇 条 例

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第四十七号

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年大分県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三条第一項及び第二項並びに第五条第一項」を「以下「法」という。」
第三条第一項及び第二項、第四条、第五条、第六条第二項並びに第七条第一項及び第二項に改める。

第二条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（職員の任期を定めた採用）」を付する。

第六条を第九条とする。

第五条第二項中「第四条の」を「第七条の」に、「第四条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第八条とする。

3 第四条各項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員に対する給与条例第七条第二項、第三項、第五項及び第六項、第十三条の六第二項第二号、第十四条の五第一項、第十四条の六第一項、第十六条第二項、第二十三条の四並びに第二十五条の規定の適

平成二十八年十二月二十二日

大分県報号外（条例）

用については、給与条例第七条第二項中「決定する」とあるのは「決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和二十六年大分県条例第三十五号。以下この項において「職員勤務時間条例」という。）第十五条第四項又は学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和三十三年大分県条例第二十四号。以下この項において「学校職員勤務時間条例」という。）第十三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を職員勤務時間条例第十五条第一項又は学校職員勤務時間条例第十三条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする」と、給与条例第七条第三項、第五項及び第六項中「決定する」とあるのは「決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする」と、給与条例第十三条の六第二項第二号中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第五条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）」と、給与条例第十四条の五第一項、第十四条の六第一項、第十六条第二項及び第二十五条中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」と、給与条例第二十三条の四中「第十一条の二から第十三条まで、第十三条の三から第十三条の五まで及び第十四条の二から第十四条の四まで」とあるのは「第十二条、第十三条、第十三条の五、第十三条の七及び第十四条の四」と、「再任用職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とする。

第三条中「前条各項」を「第二条各項」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第六条とする。

2 任命権者は、第三条各項又は第四条各項の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期が三年（前条各号に掲げる場合にあつては、五年。以下この項において同じ。）に満たない場合にあつては、あらかじめ当該職員又は短時間勤務職員の同意を得て、採用した日から三年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

第二条の次に次の三条を加える。

第三条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

- 一 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
- 二 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

（短時間勤務職員の任期を定めた採用）

第四条 任命権者は、短時間勤務職員を前条第一項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前二項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

一 職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和二十六年大分県条例第三十五号）第十三条の二第一項及び学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和三十三年大分県条例第二十四号）第十一条の二第一項に規定する介護休暇の承認

二 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十九条第一項の規定による承認

（任期の特例）

第五条 法第六条第二項に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 第三条第一項第一号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により同条又は前条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で第三条又は前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しないとき。

二 特に三年を超える任期を定める必要がある業務として人事委員会の承認を受けた業務に従事させる場合

別表中「第4条関係」を「第7条関係」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和二十六年大分県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第五条中「及び」を「並びに」に改め、「第十八条第一項」の下に「及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第五条」を加える。

3 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和二十八年大分県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「占めるもの及び」を「占めるもの並びに」に改め、「第十八条第一項」の下に「及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第五条」を加える。

第十二条の二第二項中「第十二条」を「前条」に改め、同条第二項中「及び第四条の六」を「、第四条の六及び前条」に改める。

第十五条の四中「（平成三年法律第百十号）」を削る。

4 学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の一部改正

（学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の一部改正）

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和三十三年大分県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第五条中「及び」を「並びに」に改め、「第十八条第一項」の下に「及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第五条」を加える。

（技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

5 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十三年大分県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二第二項中「第十二条」を「前条」に改め、同条第二項中「及び第四条の六」を「、第四条の六及び前条」に改め、「第十八条第一項」の下に「及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第五条」を加える。

第十四条の四中「（平成三年法律第百十号）」を削る。

（職員のへき地手当等に関する条例の一部改正）

6 職員のへき地手当等に関する条例（昭和三十五年大分県条例第五号）の一部を次のよう

に改正する。

第二条中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された者」を「へき地教育振興法第五条の第二項に規定する再任用教職員等」に改める。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

7 職員の育児休業等に関する条例（平成四年大分県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第十七条の表の第四条第二項の項中「第四条第二項」を「第七条第二項」に改め、同表の第四条第三項の項中「第四条第三項」を「第七条第三項」に改める。

第二十二条の表の第二十三条の四の項中「及び第十三条の七」を「、第十三条の七及び第十四条の四」に改める。

（大分県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

8 大分県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十八年大分県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「占めるもの及び」を「占めるもの並びに」に改め、「第十八条第一項」の下に「及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第五条」を加える。

第二十一条中「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年大分県条例第四十二号）第二条第一項」を「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第三条第一項」に改める。

第二十三条第二項中「及び第十一条」を「、第十一条及び前条」に改める。

第二十七条中「（平成三年法律第百十号）」を削る。

（調整規定）

9 この条例及び職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十八年大分県条例第四十八号）第三条の規定が同一の日に施行されるときは、これらの規定により改正される一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定は、この条例によってまず改正され、次いで同条の規定によって改正されるものとする。

職員給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第四十八号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第一条 職員の給与に関する条例（昭和三十二年大分県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二第一項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第一号中「四十一万三千三百円」を「四十一万三千八百円」に改め、同項第二号中「五万五百円」を「五万六百元」に改める。

第二十三条第二項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第一号中「百分の八十」を「百分の九十」に、「百分の百」を「百分の百十」に改め、同項第二号中「百分の三七・五」を「百分の四十二・五」に、「百分の四十七・五」を「百分の五十二・五」に改める。

別表第一から別表第六までを次のように改める。

別表第一（第六条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300	457,600
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700	460,700
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200	463,700
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600	466,700
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500	469,700
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800	472,700
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900	475,700
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100	478,800
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100	481,500
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200	484,600
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300	487,600
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400	490,700
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100	493,400
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900	495,700
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900	498,000
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900	500,300
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800	502,400
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600	503,800
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400	505,300
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100	506,700
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900	507,900
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400	509,300
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800	510,800
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300	512,300
	25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700	513,400
	26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000	514,500
	27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300	515,700
	28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500	516,900
	29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500	517,900
	30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200	518,800
	31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000	519,700
	32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700	520,600
	33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400	521,400
	34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200	522,300
	35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900	523,000
	36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500	523,500
	37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000	524,200
	38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600	524,800
	39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200	525,600
	40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800	526,200

平成二十八年十二月二十二日

大分県報号外（条例）

四

平成二十八年十二月二十二日

大分県報号外(条例)

五

	41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300	526,700
	42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800	
	43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200	
	44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500	
	45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	467,800	
	46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200		
	47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600		
	48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300		
	49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800		
	50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200		
	51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600		
	52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000		
	53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400		
	54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800		
	55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200		
	56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500		
再任用職員以外の職員	57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800		
	58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200		
	59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500		
	60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800		
	61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100		
	62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300			
	63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600			
	64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900			
	65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200			
	66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500			
	67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800			
	68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100			
	69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300			
	70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600			
	71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900			
	72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200			
	73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400			
	74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700			
	75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000			
	76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200			
	77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400			
	78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700			
	79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000			
	80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200			
	81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400			
	82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700			
	83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000			
	84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200			

	85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400			
	86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500				
	87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800				
	88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000				
	89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200				
	90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500				
	91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800				
	92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000				
	93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200				
	94		294,000	341,800	380,700	392,500				
	95		294,400	342,300	381,100	392,800				
	96		294,800	342,700	381,500	393,000				
	97		295,000	342,800	381,800	393,200				
	98		295,300	343,300	382,300					
	99		295,700	343,700	382,700					
	100		296,100	344,000	383,100					
	101		296,300	344,300	383,400					
	102		296,600	344,700						
	103		297,000	345,100						
	104		297,300	345,500						
	105		297,500	346,000						
	106		297,800	346,400						
	107		298,200	346,800						
	108		298,500	347,200						
	109		298,700	347,700						
	110		299,100	348,100						
	111		299,500	348,400						
	112		299,800	348,700						
	113		299,900	349,200						
	114		300,200							
	115		300,500							
	116		300,900							
	117		301,100							
	118		301,300							
	119		301,600							
	120		301,900							
	121		302,300							
	122		302,500							
	123		302,800							
	124		303,100							
	125		303,400							
再任用職員		186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000	389,100	440,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、臨時職員及び非常勤職員を除く。

別表第二（第六条関係）

研究職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	141,700	191,400	278,000	329,500	387,700
	2	142,800	194,000	280,400	331,700	390,600
	3	144,000	196,400	282,800	333,900	393,300
	4	145,100	198,800	285,200	335,900	396,100
	5	146,200	201,300	287,500	337,800	398,300
	6	147,500	203,600	289,700	339,900	401,000
	7	148,800	205,900	291,700	342,000	403,700
	8	150,100	208,100	293,700	344,000	406,400
	9	151,200	210,200	295,900	345,900	409,000
	10	152,900	212,500	298,500	347,900	411,600
	11	154,500	215,000	301,100	350,000	414,300
	12	156,100	217,300	303,900	352,000	417,100
	13	157,600	219,500	306,100	354,000	419,700
	14	159,500	221,900	308,700	355,900	422,400
	15	161,400	224,300	311,200	357,700	425,200
	16	163,400	226,700	314,000	359,600	427,900
	17	165,200	229,000	316,600	361,500	430,400
	18	167,400	231,800	318,800	363,400	433,000
	19	169,600	234,700	321,000	365,300	435,500
	20	171,700	237,600	323,100	367,300	438,100
	21	173,900	240,100	325,400	368,900	440,600
	22	176,300	242,800	327,400	370,900	443,200
	23	178,600	245,300	329,400	372,700	445,800
	24	180,900	248,000	331,400	374,600	448,300
	25	183,000	250,700	333,500	376,100	450,500
	26	185,200	253,100	335,400	377,800	452,800
	27	187,300	255,400	337,200	379,700	455,300
	28	189,400	257,600	339,100	381,600	457,800
	29	191,500	260,300	341,000	383,400	460,300
	30	193,300	262,500	342,700	385,300	462,800
	31	195,100	264,400	344,200	387,200	465,300
	32	196,800	266,500	345,900	389,100	467,800
	33	198,600	268,400	347,300	390,700	470,100
	34	200,500	270,400	348,700	392,500	472,500
	35	202,400	272,500	350,200	394,100	474,900
	36	204,300	274,400	351,700	395,900	477,400
	37	206,000	276,300	353,000	397,100	479,800
	38	207,900	277,800	354,400	398,600	482,300
	39	209,800	279,000	355,700	400,000	484,700
	40	211,700	280,500	357,100	401,400	487,200

平成二十八年十二月二十二日

大分県報号外（条例）

七

	41	213,600	281,900	357,900	402,800	489,500
	42	215,500	282,900	359,000	404,100	491,700
	43	217,400	283,900	360,200	405,600	493,900
	44	219,300	284,900	361,300	407,200	496,100
	45	221,000	285,600	362,500	408,600	497,800
	46	222,900	286,800	363,700	409,800	499,300
	47	224,700	288,000	365,000	411,400	500,900
	48	226,500	289,200	366,100	413,000	502,400
	49	228,200	290,600	367,200	414,300	504,100
	50	230,000	291,900	368,500	415,700	505,500
	51	231,700	293,000	369,800	417,200	506,900
	52	233,400	294,100	371,100	418,600	508,400
	53	234,900	295,300	371,800	420,000	509,500
	54	236,700	296,500	372,800	421,400	510,700
	55	238,400	297,800	373,700	422,800	511,900
	56	240,000	298,900	374,700	424,200	513,100
	57	241,400	300,000	375,500	425,300	514,000
	58	242,600	301,100	376,300	426,600	515,000
	59	243,600	302,300	377,000	428,000	516,000
	60	244,700	303,500	377,700	429,300	517,000
再任	61	245,800	304,400	378,300	430,100	518,100
用職	62	246,900	305,500	379,000	431,000	519,000
員以	63	247,800	306,600	379,900	432,000	519,700
外の	64	248,900	307,700	380,800	432,900	520,400
職員	65	250,100	308,700	381,400	433,800	521,200
	66	251,200	309,800	382,200	434,600	522,000
	67	252,300	310,800	383,000	435,200	522,800
	68	253,200	311,800	383,800	436,000	523,600
	69	254,100	312,900	384,400	436,400	524,300
	70	255,500	313,900	385,100	437,000	525,100
	71	257,000	315,000	385,800	437,500	525,900
	72	258,400	316,100	386,500	438,000	526,700
	73	259,800	316,800	387,200	438,500	527,400
	74	261,200	317,800	387,800		
	75	262,600	318,900	388,400		
	76	263,700	320,000	389,100		
	77	264,800	321,100	389,800		
	78	266,000	322,100	390,400		
	79	267,300	323,000	391,000		
	80	268,400	323,900	391,600		
	81	269,800	325,000	392,200		
	82	271,100	325,800	392,800		
	83	272,400	326,500	393,400		
	84	273,600	327,300	394,000		

平成二十八年十二月二十二日

大分県報号外(条例)

平成二十八年十二月二十二日

大分県報号外(条例)

85	274,700	327,800	394,500		
86	275,800	328,300	395,000		
87	277,100	328,800	395,500		
88	278,300	329,300	396,200		
89	279,300	329,600	396,600		
90	280,500	330,100			
91	281,600	330,600			
92	282,800	331,100			
93	283,800	331,400			
94	284,800	331,800			
95	285,800	332,300			
96	286,800	332,800			
97	287,300	333,300			
98	288,200	333,800			
99	288,900	334,300			
100	289,800	334,800			
101	290,700	335,300			
102	291,400	335,800			
103	292,100	336,300			
104	292,800	336,800			
105	293,500	337,300			
106	294,000	337,700			
107	294,500	338,200			
108	295,000	338,600			
109	295,200	339,100			
110	295,600	339,500			
111	295,900	340,000			
112	296,200	340,400			
113	296,500	340,900			
114	296,800	341,300			
115	297,100	341,800			
116	297,400	342,200			
117	297,700	342,700			
118	298,100	343,100			
119	298,400	343,500			
120	298,800	343,900			
121	299,100	344,300			
再任用職員	216,700	257,900	282,700	325,100	383,600

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第三（第六条関係）

医療職給料表
イ 医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	245,200	330,500	395,500	470,600
	2	247,700	333,500	398,400	472,900
	3	250,200	336,400	401,300	475,100
	4	252,700	339,400	404,100	477,400
	5	255,000	342,100	406,800	479,700
	6	258,800	345,400	409,500	481,900
	7	262,600	348,500	412,300	484,100
	8	266,400	351,600	415,000	486,300
	9	270,000	354,500	417,500	488,300
	10	274,000	357,400	420,200	490,400
	11	278,000	360,500	422,900	492,500
	12	282,000	363,700	425,600	494,600
	13	285,800	366,700	428,000	496,700
	14	289,800	370,300	430,500	498,800
	15	293,700	373,500	432,900	500,900
	16	297,600	377,200	435,400	503,000
	17	301,400	380,800	437,600	505,100
	18	305,000	383,500	440,000	507,100
	19	308,500	386,300	442,400	509,100
	20	312,100	389,000	444,800	511,100
	21	315,700	391,900	446,600	512,900
	22	319,400	394,500	449,000	514,700
	23	322,900	397,100	451,400	516,600
	24	326,400	399,500	453,700	518,500
	25	329,900	401,800	455,800	520,200
	26	332,700	404,100	458,100	522,000
	27	335,300	406,400	460,300	523,800
	28	337,900	408,700	462,600	525,600
	29	340,700	411,000	464,800	527,400
	30	342,800	413,100	467,100	529,200
	31	345,000	415,100	469,400	531,000
	32	347,400	417,200	471,600	532,800
	33	349,700	419,300	473,600	534,400
	34	352,100	421,200	475,700	536,200
	35	354,300	423,200	477,800	537,900
	36	356,800	425,200	479,900	539,700
	37	359,200	427,200	482,000	541,300
	38	361,600	429,200	483,800	542,900
	39	364,000	431,200	485,600	544,300
	40	366,200	433,200	487,400	545,900

平成二十八年十二月二十二日

大分県報号外（条例）

平成二十八年十二月二十二日

大分県報号外(条例)

	41	368,500	435,100	489,100	547,400
	42	369,900	436,900	490,900	548,800
	43	371,400	438,600	492,700	550,200
	44	372,800	440,400	494,500	551,500
	45	374,300	442,300	496,100	552,700
	46	375,700	444,100	497,800	553,700
	47	377,200	445,900	499,600	554,700
	48	378,700	447,600	501,400	555,700
再任	49	379,900	449,400	503,000	556,700
用職	50	380,900	451,100	504,300	557,600
員以	51	381,900	452,900	505,600	558,500
外の	52	382,800	454,700	506,900	559,400
職員	53	383,800	456,600	508,100	560,200
	54	384,700	457,800	509,400	561,100
	55	385,600	459,000	510,700	562,000
	56	386,500	460,200	512,000	562,900
	57	387,400	461,400	513,000	563,800
	58	388,300	462,400	513,800	564,700
	59	389,100	463,400	514,600	565,600
	60	389,900	464,400	515,400	566,300
	61	390,600	465,200	516,300	567,200
	62	391,100	465,900	517,100	568,100
	63	391,500	466,600	518,000	569,000
	64	392,000	467,300	518,800	569,900
	65	392,300	468,000	519,700	570,800
	66		468,700	520,600	
	67		469,400	521,300	
	68		470,100	522,200	
	69		470,500	523,100	
	70		471,200	523,900	
	71		471,900	524,800	
	72		472,600	525,700	
	73		473,000	526,500	
	74		473,600	527,400	
	75		474,300	528,300	
	76		475,000	529,000	
	77		475,400	529,800	
	78		476,000	530,700	
	79		476,600	531,600	
	80		477,100	532,500	
	81		477,700	533,300	
	82		478,200	534,200	
	83		478,700	535,100	
	84		479,200	536,000	

	85		479,600	536,800	
	86		480,200	537,700	
	87		480,600	538,600	
	88		481,100	539,500	
	89		481,600	540,300	
	90		482,200		
	91		482,800		
	92		483,200		
	93		483,700		
	94		484,300		
	95		484,900		
	96		485,500		
	97		486,000		
再任用職員		295,400	337,800	392,200	465,200

備考 この表は、医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表 (二)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	146,500	184,400	219,800	245,900	278,100	325,500	370,300
	2	147,900	186,000	221,400	247,300	280,100	327,500	373,000
	3	149,300	187,600	223,000	248,500	282,300	329,700	375,600
	4	150,700	189,200	224,600	249,900	284,400	331,900	378,300
	5	151,900	190,700	226,000	251,100	286,600	333,900	380,700
	6	153,700	192,300	227,600	252,300	288,700	336,100	383,400
	7	155,400	193,900	229,100	253,500	290,800	338,200	386,000
	8	157,100	195,400	230,700	254,600	292,900	340,400	388,700
	9	158,800	197,000	232,000	255,900	294,900	342,300	390,800
	10	160,500	198,700	233,500	256,900	297,100	344,400	393,100
	11	162,200	200,300	234,900	257,900	299,200	346,600	395,300
	12	164,000	202,000	236,100	258,900	301,400	348,700	397,500
	13	165,500	203,600	237,800	260,200	303,600	350,300	399,600
	14	167,400	205,200	239,200	261,700	305,500	352,300	401,600
	15	169,400	206,800	240,400	263,300	307,600	354,200	403,600
	16	171,300	208,400	241,800	264,800	309,600	356,200	405,700
	17	173,200	209,900	242,900	266,300	311,700	358,100	407,500
	18	175,100	211,500	244,100	268,100	313,700	360,100	409,500
	19	176,900	213,200	245,300	269,900	315,800	362,100	411,400
	20	178,800	214,900	246,500	271,700	317,900	364,100	413,500
	21	180,700	216,200	247,900	273,500	319,800	365,900	415,300
	22	182,200	217,700	248,900	275,300	321,800	367,900	416,900
	23	183,700	219,100	249,900	277,100	323,700	370,000	418,500
	24	185,200	220,600	251,000	278,800	325,700	372,100	420,000
	25	186,800	222,000	252,200	280,600	327,600	373,500	421,500
	26	188,300	223,400	253,600	282,500	329,500	375,300	422,800
	27	189,800	224,700	255,000	284,400	331,500	377,100	424,100
	28	191,200	226,000	256,500	286,200	333,500	378,800	425,400
	29	192,700	227,400	257,900	288,200	335,000	380,600	426,700
	30	194,000	228,800	259,600	290,000	336,800	382,100	427,900
	31	195,300	230,300	261,300	291,800	338,500	383,700	429,100
	32	196,600	231,700	262,900	293,700	340,300	385,400	430,200
	33	198,000	233,000	264,400	295,400	342,000	386,700	431,400
	34	199,400	234,300	266,200	297,100	343,800	388,000	432,600
	35	200,800	235,300	267,900	298,900	345,700	389,300	433,800
	36	202,200	236,600	269,600	300,700	347,500	390,500	435,000
	37	203,300	238,000	271,100	302,200	349,300	391,600	436,300
	38	204,600	239,300	272,800	303,900	351,000	392,800	437,100
	39	205,900	240,400	274,500	305,500	352,600	393,900	437,500
	40	207,200	241,700	276,100	307,100	354,300	395,000	438,200

平成二十八年十二月二十二日

大分県報号外(条例)

再任 用職 員以 外の 職員	41	208,400	243,000	277,800	308,900	355,500	395,800	438,700
	42	209,600	244,200	279,400	310,600	356,600	396,600	439,100
	43	210,800	245,400	281,100	312,200	357,800	397,400	439,500
	44	212,000	246,500	282,800	313,900	359,000	398,200	439,900
	45	213,200	247,600	284,300	315,000	360,200	398,600	440,300
	46	214,300	249,000	286,000	316,400	361,000	399,200	440,700
	47	215,300	250,500	287,700	317,900	362,200	399,700	441,100
	48	216,400	251,900	289,300	319,500	363,300	400,100	441,400
	49	217,400	253,500	290,700	320,900	364,300	400,500	441,700
	50	218,400	254,900	292,300	322,200	365,300	400,800	442,100
	51	219,300	256,300	293,700	323,400	366,300	401,100	442,400
	52	220,300	257,600	295,300	324,700	367,300	401,400	442,700
	53	220,900	258,700	296,700	325,800	368,100	401,700	443,000
	54	221,800	260,100	298,200	326,800	368,900	402,000	
	55	222,500	261,500	299,600	327,900	369,800	402,300	
	56	223,500	262,800	301,100	328,900	370,700	402,600	
	57	224,200	263,800	302,300	329,400	371,200	402,900	
	58	225,100	265,100	303,500	330,300	372,000	403,200	
	59	225,800	266,400	304,700	331,100	372,800	403,500	
	60	226,600	267,700	306,100	332,000	373,600	403,900	
	61	227,500	268,600	307,400	332,800	374,000	404,100	
	62	228,300	269,800	308,600	333,100	374,700	404,400	
	63	229,200	271,100	309,900	333,700	375,400	404,700	
	64	230,300	272,400	311,100	334,400	376,100	405,000	
	65	230,900	273,400	312,500	335,000	376,500	405,200	
	66	231,700	274,500	313,300	335,700	377,100	405,500	
	67	232,500	275,500	314,100	336,400	377,800	405,800	
	68	233,300	276,600	314,900	337,100	378,400	406,100	
	69	234,000	277,700	315,500	337,800	378,800	406,300	
	70	234,700	278,700	316,200	338,300	379,300	406,600	
	71	235,400	279,800	316,900	338,900	379,800	406,900	
	72	236,000	280,900	317,500	339,500	380,300	407,200	
	73	236,700	281,700	318,200	339,800	380,900	407,400	
	74	237,500	282,400	318,400	340,400	381,400		
75	238,300	282,900	319,000	340,900	382,000			
76	239,000	283,700	319,600	341,500	382,600			
77	239,600	284,500	320,200	342,000	383,100			
78	240,200	285,100	320,700	342,500	383,600			
79	240,800	285,700	321,200	343,000	384,100			
80	241,400	286,300	321,700	343,400	384,600			
81	241,700	287,000	322,300	343,700	384,900			
82	242,100	287,500	322,800	344,000	385,400			
83	242,500	287,900	323,200	344,400	385,800			
84	242,900	288,300	323,700	344,700	386,200			

平成二十八年十二月二十二日

大分県報号外（条例）

85	243,300	288,500	324,200	345,200	386,600		
86		288,700	324,600	345,500	387,100		
87		288,900	324,800	345,800	387,500		
88		289,100	325,200	346,100	387,900		
89		289,500	325,600	346,500	388,300		
90		289,700	326,000	346,800	388,800		
91		289,900	326,400	347,200	389,200		
92		290,100	326,800	347,500	389,600		
93		290,500	327,100	347,900	390,000		
94		290,700	327,300	348,200	390,500		
95		290,900	327,700	348,500	390,900		
96		291,200	328,000	348,800	391,300		
97		291,600	328,200	349,100	391,700		
98		291,900	328,500	349,500			
99		292,100	328,800	349,900			
100		292,400	329,100	350,300			
101		292,700	329,300	350,800			
102		292,900	329,600	351,200			
103		293,100	330,000	351,600			
104		293,400	330,200	352,000			
105		293,700	330,300	352,500			
106			330,600				
107			331,000				
108			331,200				
109			331,400				
110			331,800				
111			332,200				
112			332,600				
113			332,800				
再任用職員	187,900	214,500	242,700	256,100	281,300	322,000	364,200

備考 この表は、保健所、県立学校、市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第四（第六条関係）

海 事 職 給 料 表

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	145,100	169,900	223,600	267,700	316,700	353,700
	2	146,100	172,200	225,800	269,500	318,700	356,000
	3	147,200	174,700	227,800	271,300	320,800	358,200
	4	148,200	177,000	229,900	273,100	322,900	360,700
	5	149,200	179,400	231,900	274,400	325,100	362,900
	6	150,500	181,900	234,000	276,300	327,000	366,000
	7	151,800	184,300	236,100	278,100	328,600	369,200
	8	153,100	186,900	238,200	279,900	330,300	372,100
	9	154,200	189,100	240,400	281,400	331,900	375,000
	10	155,700	191,500	242,300	283,900	334,200	378,100
	11	157,300	193,900	244,200	286,100	336,500	381,200
	12	158,800	196,400	246,100	288,300	339,000	384,200
	13	160,100	198,900	248,000	290,900	341,100	387,100
	14	161,600	201,500	249,900	293,500	343,400	389,800
	15	163,100	204,200	251,700	295,700	345,700	392,600
	16	164,700	206,800	253,600	298,100	348,100	395,300
	17	166,100	209,200	255,300	300,400	350,500	398,100
	18	167,800	211,900	257,200	302,600	353,000	400,100
	19	169,500	214,600	259,100	304,800	355,400	402,100
	20	171,200	217,300	261,000	306,900	357,800	404,200
	21	172,800	219,900	262,500	308,900	360,200	405,900
	22	174,800	221,500	264,100	310,100	362,600	407,800
	23	176,700	223,100	265,600	311,200	364,800	409,700
	24	178,600	224,700	267,100	312,400	367,100	411,700
	25	180,300	226,200	268,600	313,700	369,400	413,300
	26	182,100	227,700	270,200	315,300	371,800	414,900
	27	183,900	229,200	271,600	316,800	374,200	416,700
	28	185,700	230,500	273,100	318,400	376,500	418,400
	29	187,300	232,100	274,500	319,700	378,600	419,500
	30	189,400	233,200	275,900	321,300	380,700	421,100
	31	191,500	234,300	277,300	322,900	382,900	422,600
	32	193,600	235,400	278,500	324,600	385,000	424,200
	33	195,500	236,600	279,500	326,200	386,900	425,800
	34	197,400	237,500	280,900	327,800	388,600	427,100
	35	199,300	238,400	282,000	329,100	390,300	428,400
	36	201,200	239,300	283,300	330,600	392,100	429,600
	37	203,000	240,000	284,300	332,100	393,800	430,800
	38	204,600	240,800	285,500	333,700	395,200	431,800
	39	206,200	241,600	286,300	335,300	396,700	432,800
	40	207,800	242,500	287,300	336,700	398,200	433,800

平成二十八年十二月二十二日

大分県報号外（条例）

平成二十八年十二月二十二日

大分県報号外(条例)

一七

	41	209,200	243,500	288,400	338,200	398,900	434,200
	42	210,800	244,400	289,400	339,600	400,200	434,800
	43	212,400	245,300	290,300	341,100	401,400	435,500
	44	214,000	246,200	291,000	342,600	402,800	436,200
	45	215,400	247,000	291,900	344,000	404,200	436,800
	46	216,700	247,900	293,100	345,400	405,600	437,100
	47	217,900	248,700	294,200	346,800	407,000	437,700
	48	219,200	249,600	295,600	348,200	408,300	438,300
	49	220,600	250,000	297,000	349,300	409,600	438,700
	50	221,800	250,700	298,100	350,700	410,500	439,400
	51	223,000	251,300	299,200	352,100	411,400	440,100
	52	224,100	251,900	300,100	353,500	412,300	440,800
再任 用職 員以 外の 職員	53	225,400	252,100	301,200	354,900	412,500	441,400
	54	226,700	252,700	302,200	356,300	412,900	442,100
	55	227,900	253,100	303,300	357,600	413,400	442,800
	56	229,100	253,800	304,200	359,000	413,900	443,400
	57	230,200	254,100	305,400	359,800	414,300	443,800
	58	231,400	254,800	306,500	361,000	414,500	444,500
	59	232,600	255,200	307,600	362,100	415,100	445,200
	60	233,800	255,800	308,700	363,400	415,600	445,900
	61	235,000	256,400	309,400	364,500	416,000	446,300
	62	236,100	256,900	310,100	365,100	416,600	446,600
	63	237,000	257,400	310,900	365,600	417,200	446,900
	64	238,100	258,000	311,700	366,200	417,800	447,200
	65	238,700	258,400	312,200	366,600	418,400	447,400
	66	239,700	258,800	312,900	367,100	419,000	447,700
	67	240,500	259,000	313,500	367,600	419,500	448,000
	68	241,600	259,500	314,100	368,100	420,100	448,300
	69	242,400	259,800	314,900	368,300	420,700	448,500
	70	243,200			368,600	421,200	448,800
	71	243,900			369,000	421,800	449,100
	72	244,800			369,300	422,400	449,300
	73	245,600			369,800	422,900	449,500
	74	246,300			370,000	423,500	
	75	246,800			370,500	424,000	
	76	247,400			371,000	424,600	
	77	247,700			371,400	425,100	
	78	248,200			371,900	425,700	
	79	248,800			372,400	426,400	
	80	249,500			372,900	427,000	
	81	249,900			373,400	427,300	
	82	250,300			373,800	427,900	
	83	250,500			374,300	428,600	
	84	251,000			374,800	429,200	

	85	251,300			375,200	429,600	
	86				375,700	430,100	
	87				376,100	430,800	
	88				376,600	431,500	
	89				377,100	431,700	
	90				377,600		
	91				378,100		
	92				378,600		
	93				378,900		
	94				379,300		
	95				379,800		
	96				380,200		
	97				380,700		
	98				381,000		
	99				381,500		
	100				381,900		
	101				382,500		
	102				382,800		
	103				383,300		
	104				383,700		
	105				384,300		
再任用職員		214,300	219,500	249,500	278,900	319,600	348,400

備考 この表は、船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第五（第六条関係）

公安職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	164,900	180,600	207,100	247,100	290,800	317,300	345,900	380,700	422,000
	2	166,600	182,400	209,100	248,900	292,800	319,500	348,100	382,900	423,800
	3	168,400	184,200	211,100	250,700	294,900	321,800	350,400	385,000	425,700
	4	170,100	186,000	213,100	252,500	297,200	323,900	352,600	387,100	427,600
	5	171,600	187,900	215,100	254,200	299,000	326,200	354,600	388,900	429,000
	6	173,500	190,200	217,100	256,000	301,200	328,400	356,700	390,900	430,700
	7	175,300	192,500	219,100	257,600	303,300	330,700	358,900	392,700	432,300
	8	177,200	194,800	221,000	259,300	305,500	332,900	361,100	394,500	433,800
	9	178,900	197,000	223,100	260,700	307,500	334,800	363,000	396,300	435,400
	10	180,600	199,600	224,900	262,300	309,700	337,100	365,200	398,300	437,100
	11	182,300	202,100	226,700	263,600	312,000	339,300	367,300	400,300	438,700
	12	184,000	204,600	228,500	264,900	314,100	341,600	369,500	402,400	440,300
	13	185,900	206,900	230,400	266,500	316,200	343,600	371,500	404,100	441,400
	14	188,000	208,700	232,300	267,900	318,500	345,700	373,600	406,200	443,000
	15	190,100	210,500	234,200	269,000	320,700	347,900	375,800	408,200	444,800
	16	192,200	212,300	236,100	270,300	322,900	350,000	377,900	410,300	446,600
	17	194,400	214,200	237,700	271,300	324,800	352,200	379,600	412,000	448,200
	18	196,800	216,100	239,500	272,700	327,100	354,200	381,600	413,700	450,000
	19	199,200	218,000	241,300	274,100	329,200	356,300	383,500	415,400	451,800
	20	201,600	219,800	243,100	275,500	331,500	358,400	385,500	417,000	453,500
	21	204,100	221,500	244,700	276,800	333,500	360,300	387,300	418,700	455,100
	22	205,900	223,300	246,100	278,200	335,500	362,300	389,400	420,300	456,800
	23	207,700	225,100	247,300	279,500	337,600	364,300	391,500	421,700	458,400
	24	209,500	226,900	248,600	281,000	339,600	366,400	393,500	423,200	460,200
	25	211,400	228,600	249,900	282,200	341,600	368,200	395,200	424,500	461,700
	26	213,200	230,300	251,200	284,100	343,700	370,200	397,200	425,900	463,100
	27	215,000	232,000	252,500	286,100	345,700	372,200	399,300	427,400	464,600
	28	216,700	233,700	253,700	288,100	347,700	374,200	401,400	429,000	465,900
	29	218,600	235,100	254,900	290,000	349,700	376,100	402,900	430,300	467,100
	30	220,400	236,900	256,000	292,000	351,800	378,200	404,700	432,000	467,800
	31	222,200	238,700	257,300	293,800	353,800	380,300	406,400	433,700	468,500
	32	224,000	240,500	258,400	295,700	355,900	382,300	408,100	435,300	469,200
	33	225,700	241,900	259,100	297,500	357,500	384,200	409,800	436,700	469,700
	34	227,400	243,400	260,300	299,300	359,500	386,300	411,300	438,400	470,500
	35	229,100	244,700	261,400	301,200	361,400	388,400	412,900	440,100	471,200
	36	230,800	246,100	262,600	303,000	363,500	390,300	414,400	441,700	471,800
	37	232,200	247,400	263,500	304,800	365,400	392,000	415,700	443,100	472,100
	38	234,000	248,700	264,700	306,700	367,500	393,500	417,200	443,800	472,700
	39	235,800	249,900	265,700	308,600	369,500	394,800	418,700	444,500	473,200
	40	237,600	251,100	266,700	310,300	371,500	396,200	420,200	445,200	473,700

平成二十八年十二月二十二日

大分県報号外（条例）

再任 用職 員以 外の 職員	41	239,000	252,300	267,900	312,200	373,500	397,400	421,700	445,600	474,200
	42	240,400	253,500	269,300	314,000	375,600	398,500	423,000	446,200	474,600
	43	241,700	254,600	270,600	315,900	377,700	399,500	424,300	446,900	475,000
	44	242,900	255,700	271,800	317,800	379,700	400,500	425,500	447,500	475,400
	45	244,200	256,600	272,900	319,500	381,400	401,700	426,500	448,300	475,700
	46	245,300	257,700	274,400	321,400	383,100	402,900	427,200	449,000	476,100
	47	246,300	258,800	275,900	323,300	384,700	404,000	428,000	449,500	476,500
	48	247,200	260,000	277,500	325,100	386,400	405,200	428,800	450,000	476,900
	49	248,100	260,900	279,300	326,700	387,800	406,500	429,300	450,500	477,200
	50	249,200	262,100	281,000	328,300	388,800	407,300	429,700	450,800	
	51	250,400	263,100	282,700	329,800	389,800	408,100	430,100	451,100	
	52	251,500	264,200	284,200	331,500	390,800	408,800	430,400	451,500	
	53	252,300	265,400	285,700	333,100	392,100	409,300	430,700	451,900	
	54	253,500	266,400	287,500	334,800	393,200	410,000	431,100	452,100	
	55	254,400	267,800	289,200	336,600	394,300	410,700	431,400	452,400	
	56	255,600	269,000	290,900	338,400	395,500	411,300	431,700	452,600	
	57	256,600	270,000	292,500	339,500	396,800	412,000	432,000	453,000	
	58	257,600	271,600	294,200	341,200	397,600	412,400	432,300	453,200	
	59	258,400	273,000	296,000	342,800	398,400	413,000	432,600	453,400	
	60	259,400	274,600	297,800	344,400	399,100	413,600	432,900	453,600	
	61	260,500	276,200	299,200	346,000	399,600	414,000	433,200	454,000	
	62	261,500	277,800	301,000	347,700	400,300	414,600	433,500	454,200	
	63	262,600	279,400	302,800	349,400	401,000	415,100	433,800	454,400	
	64	263,500	280,900	304,500	351,100	401,700	415,600	434,100	454,600	
	65	264,600	282,400	306,000	352,700	402,000	416,100	434,400	455,000	
	66	265,800	283,800	307,700	354,300	402,700	416,700	434,700		
	67	267,000	285,300	309,200	355,900	403,400	417,100	435,000		
	68	268,300	286,700	310,900	357,500	404,000	417,600	435,300		
	69	269,500	288,300	312,400	358,700	404,400	418,000	435,500		
	70	270,900	289,800	313,800	360,100	404,900	418,300	435,800		
	71	272,300	291,400	315,300	361,400	405,500	418,600	436,100		
	72	273,600	293,000	316,800	362,800	406,000	418,900	436,400		
73	274,900	294,200	317,700	364,000	406,500	419,200	436,600			
74	276,300	295,600	319,300	365,200	406,900	419,500	436,900			
75	277,700	297,100	320,800	366,500	407,400	419,800	437,200			
76	278,900	298,600	322,500	367,800	407,900	420,100	437,500			
77	280,100	299,700	324,300	369,100	408,400	420,300	437,700			
78	281,300	301,200	326,000	370,300	408,900	420,600	438,000			
79	282,500	302,500	327,600	371,500	409,500	420,900	438,300			
80	283,600	304,000	329,200	372,700	410,000	421,200	438,600			
81	284,700	305,400	330,900	373,900	410,400	421,400	438,800			
82	285,900	306,800	332,600	375,100	411,000	421,700	439,100			
83	287,200	308,100	334,200	376,200	411,500	422,000	439,400			
84	288,500	309,500	335,900	377,400	411,700	422,200	439,700			

平成二十八年十二月二十二日

大分県報号外(条例)

一一一

85	289,700	310,600	337,300	378,500	412,000	422,400	439,900
86	290,900	312,100	338,800	379,100	412,500	422,700	
87	292,000	313,400	340,300	379,600	412,800	423,000	
88	293,200	314,900	341,800	380,200	413,100	423,200	
89	294,300	316,400	343,100	380,800	413,400	423,400	
90	295,500	317,900	344,300	381,400	413,800	423,700	
91	296,600	319,300	345,600	382,000	414,200	424,000	
92	297,800	320,800	346,900	382,600	414,600	424,200	
93	298,500	322,100	348,300	382,900	414,900	424,400	
94	299,800	323,400	349,800	383,400	415,300		
95	300,900	324,800	351,300	384,000	415,700		
96	302,200	326,100	352,800	384,500	416,100		
97	303,300	327,300	354,100	384,900	416,400		
98	304,500	328,600	355,300	385,300			
99	305,700	329,900	356,400	385,900			
100	306,900	331,200	357,600	386,400			
101	308,100	332,600	358,700	386,800			
102	309,100	333,500	359,800	387,300			
103	310,200	334,600	360,900	387,900			
104	311,200	335,800	362,100	388,400			
105	312,000	336,900	363,300	388,700			
106	312,600	338,000	363,800	389,100			
107	313,200	339,000	364,400	389,600			
108	313,900	340,100	365,000	389,900			
109	314,400	341,300	365,600	390,200			
110	314,900	342,300	366,100	390,700			
111	315,400	343,300	366,600	391,200			
112	316,000	344,200	367,100	391,700			
113	316,800	345,100	367,500	392,000			
114	317,500	346,000	367,900	392,500			
115	318,200	347,000	368,500	393,000			
116	318,900	348,000	369,000	393,500			
117	319,500	349,000	369,400	393,800			
118	320,300	349,500	369,900	394,300			
119	321,000	350,100	370,500	394,800			
120	321,800	350,700	371,000	395,300			
121	322,400	351,000	371,100	395,700			
122	322,700	351,400	371,700	396,200			
123	323,200	351,900	372,200	396,600			
124	323,700	352,300	372,600	397,100			
125	324,000	352,700	373,100	397,500			
126		353,100	373,600	398,000			
127		353,600	374,100	398,400			
128		354,000	374,600	398,900			
129		354,400	374,900	399,300			

	130		354,800	375,400						
	131		355,200	375,900						
	132		355,600	376,400						
	133		355,800	376,700						
	134		356,300	377,200						
	135		356,700	377,600						
	136		357,000	378,000						
	137		357,300	378,300						
	138		357,700	378,800						
	139		358,200	379,300						
	140		358,700	379,800						
	141		359,000	380,100						
	142		359,500							
	143		360,000							
	144		360,500							
	145		360,800							
再任用職員		240,700	252,400	256,500	287,800	304,300	318,400	342,000	377,100	408,700

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第六（第六条関係）

教育職給料表
イ 教育職給料表（一）

職員の区分	職務の級 号 給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	155,200	199,500	260,000	328,200	416,100
	2	156,700	201,200	262,500	330,400	417,900
	3	158,200	202,900	264,800	332,700	419,700
	4	159,700	204,600	267,100	334,800	421,400
	5	161,400	206,400	269,700	337,100	422,900
	6	163,300	208,100	272,100	339,300	424,400
	7	165,100	209,800	274,300	341,600	426,300
	8	166,900	211,400	276,500	343,900	428,200
	9	168,700	213,200	278,800	345,800	430,000
	10	170,800	215,100	281,100	347,900	431,800
	11	172,800	217,000	283,500	350,100	433,700
	12	174,800	218,900	285,700	352,200	435,500
	13	176,800	220,600	288,100	354,300	437,200
	14	179,000	222,600	290,200	356,300	439,100
	15	181,200	224,600	292,100	358,300	440,900
	16	183,400	226,600	294,100	360,300	442,800
	17	185,700	228,500	296,300	362,100	444,500
	18	188,300	231,200	298,800	364,000	446,300
	19	190,800	233,900	301,300	366,000	448,100
	20	193,300	236,600	304,000	368,000	449,900
	21	195,800	239,200	306,300	369,700	451,500
	22	197,500	242,000	308,900	371,600	453,200
	23	199,200	244,600	311,200	373,500	455,100
	24	200,900	247,300	313,900	375,400	456,800
	25	202,400	249,800	316,500	376,800	458,500
	26	204,100	252,300	318,800	378,600	460,100
	27	205,800	254,800	321,200	380,400	461,700
	28	207,400	257,100	323,400	382,300	463,200
	29	208,900	259,800	325,700	384,200	464,700
	30	210,600	262,200	327,700	386,100	466,000
	31	212,300	264,400	329,900	388,000	467,300
	32	214,000	266,600	332,100	390,000	468,600
	33	215,600	268,800	334,100	391,700	469,800
	34	217,400	271,000	336,200	393,400	470,500
	35	219,200	273,200	338,400	395,000	471,200
	36	221,000	275,200	340,500	396,800	471,900
	37	222,600	277,500	342,600	398,000	472,500
	38	224,400	279,500	344,700	399,500	
	39	226,200	281,400	346,900	400,900	
	40	228,000	283,400	349,000	402,300	

平成二十八年十二月二十二日

大分県報号外（条例）

一三

再任 用職 員以 外の 職員	41	229,700	285,200	351,100	404,000
	42	231,400	287,600	353,200	405,400
	43	233,000	289,900	355,200	406,700
	44	234,600	292,400	357,300	408,200
	45	236,200	294,500	359,200	409,800
	46	237,600	297,000	361,200	411,100
	47	238,900	299,300	363,200	412,600
	48	240,100	302,000	365,200	414,200
	49	241,600	304,400	366,900	415,900
	50	243,100	306,800	368,700	417,300
	51	244,300	309,300	370,600	418,900
	52	245,800	311,600	372,600	420,400
	53	247,000	313,900	374,500	422,100
	54	248,200	316,100	376,300	423,600
	55	249,600	318,200	378,100	425,200
	56	250,700	320,400	379,800	426,800
	57	252,000	322,600	381,300	428,300
	58	253,100	324,700	382,900	429,800
	59	254,200	326,900	384,600	431,000
	60	255,400	328,900	386,300	432,200
	61	256,700	331,000	387,500	433,400
	62	258,000	333,100	388,900	434,700
	63	259,400	335,300	390,300	436,000
	64	260,600	337,500	391,600	437,200
	65	261,900	339,400	393,000	438,400
	66	263,400	341,600	394,200	439,600
	67	264,900	343,700	395,600	440,800
	68	266,600	345,900	397,000	442,000
	69	268,100	347,800	398,300	443,200
	70	269,500	349,700	399,600	444,400
	71	270,900	351,800	401,000	445,600
	72	272,300	353,800	402,300	446,800
73	273,400	355,500	403,600	447,900	
74	274,800	357,400	405,000	448,500	
75	276,200	359,200	406,400	449,000	
76	277,400	361,100	407,700	449,500	
77	278,800	363,000	408,900	450,000	
78	280,000	364,700	410,100		
79	281,200	366,400	411,400		
80	282,400	368,000	412,800		
81	283,500	369,500	414,100		
82	284,700	371,000	415,300		
83	285,900	372,500	416,300		
84	287,100	373,900	417,500		

平成二十八年十二月二十二日

大分県報号外(条例)

二五

85	288,300	375,000	418,700
86	289,400	376,400	419,900
87	290,500	377,800	421,100
88	291,700	379,100	422,100
89	292,900	380,400	423,200
90	294,000	381,700	424,200
91	295,200	382,900	425,200
92	296,400	384,200	426,200
93	297,100	385,500	427,100
94	298,100	386,600	427,900
95	299,200	387,900	428,700
96	300,400	389,100	429,500
97	301,400	390,500	430,300
98	302,500	391,500	430,700
99	303,500	392,600	431,100
100	304,600	393,600	431,500
101	305,500	394,500	431,900
102	306,600	395,500	432,200
103	307,700	396,600	432,500
104	308,700	397,700	432,800
105	309,300	398,400	433,100
106	310,200	399,300	433,400
107	311,000	400,200	433,700
108	311,800	401,100	433,900
109	312,700	401,900	434,100
110	313,100	402,800	434,400
111	313,500	403,600	434,700
112	314,000	404,400	434,900
113	314,600	405,000	435,100
114	315,000	405,700	435,400
115	315,500	406,400	435,700
116	316,000	407,100	435,900
117	316,600	407,700	436,100
118	317,100	408,200	
119	317,500	408,600	
120	318,000	409,000	
121	318,500	409,400	
122	318,900	409,700	
123	319,400	410,000	
124	319,900	410,200	
125	320,500	410,400	
126	320,800	410,700	
127	321,100	411,000	
128	321,400	411,200	
129	321,600	411,400	

	130	321,900	411,700			
	131	322,200	412,000			
	132	322,500	412,200			
	133	322,700	412,400			
	134	322,900	412,700			
	135	323,100	413,000			
	136	323,400	413,200			
	137	323,700	413,400			
	138	323,900	413,700			
	139	324,200	414,000			
	140	324,500	414,200			
	141	324,700	414,400			
	142	324,900	414,700			
	143	325,200	415,000			
	144	325,400	415,200			
	145	325,700	415,400			
	146	325,900	415,700			
	147	326,200	416,000			
	148	326,500	416,200			
	149	326,700	416,400			
	150	326,900				
	151	327,200				
	152	327,500				
	153	327,700				
再任用職員		233,200	273,500	302,200	330,300	414,400

備考(一) この表は、県立高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ロ 教育職給料表 (二)

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	155,200	171,100	260,000	289,000	405,900
	2	156,700	173,200	262,500	291,600	407,400
	3	158,200	175,300	264,800	294,500	408,900
	4	159,700	177,500	267,100	297,000	410,400
	5	161,400	179,500	269,700	299,500	411,800
	6	163,300	181,700	272,100	301,900	413,200
	7	165,100	183,900	274,300	304,200	414,700
	8	166,900	186,100	276,500	306,600	416,300
	9	168,700	188,400	278,800	309,000	417,700
	10	170,800	191,200	281,100	311,600	419,100
	11	172,800	193,900	283,500	314,300	420,500
	12	174,800	196,600	285,700	317,200	421,800
	13	176,800	199,500	288,100	319,700	423,100
	14	179,000	201,200	290,200	321,700	424,500
	15	181,200	202,900	292,100	323,700	425,900
	16	183,400	204,600	294,100	326,000	427,300
	17	185,700	206,400	296,300	328,200	428,500
	18	188,300	208,100	298,800	330,400	429,800
	19	190,800	209,800	301,300	332,700	431,000
	20	193,300	211,400	304,000	334,800	432,300
	21	195,800	213,200	306,300	337,100	433,400
	22	197,500	215,100	308,900	339,300	434,600
	23	199,200	217,000	311,200	341,600	435,900
	24	200,900	218,900	313,900	343,900	437,200
	25	202,400	220,600	316,500	345,800	438,500
	26	204,000	222,600	318,800	347,600	439,700
	27	205,600	224,600	321,200	349,500	440,700
	28	207,100	226,600	323,400	351,400	441,800
	29	208,800	228,500	325,700	353,200	443,000
	30	210,500	231,200	327,700	355,000	443,800
	31	212,200	233,900	329,900	356,700	444,600
	32	213,900	236,600	332,100	358,600	445,500
	33	215,400	239,200	334,100	360,200	446,400
	34	217,100	242,000	336,200	361,900	446,900
	35	218,800	244,600	338,300	363,600	447,400
	36	220,500	247,300	340,300	365,400	447,900
	37	222,000	249,800	342,300	367,300	448,400
	38	223,700	252,300	344,200	368,800	
	39	225,400	254,800	346,200	370,300	
	40	227,100	257,100	348,100	371,900	

平成二十八年十二月二十二日

大分県報号外(条例)

	41	228,700	259,800	349,900	373,100
	42	230,400	262,200	351,700	374,500
	43	232,000	264,400	353,500	375,900
	44	233,600	266,600	355,200	377,400
	45	235,300	268,800	357,000	378,900
	46	236,800	271,000	358,700	380,500
	47	238,200	273,200	360,200	382,100
	48	239,600	275,200	361,800	383,600
	49	241,000	277,500	363,100	385,000
	50	242,400	279,500	364,600	386,500
	51	243,900	281,400	366,200	388,000
	52	245,100	283,400	367,800	389,400
	53	246,200	285,200	369,300	390,600
	54	247,600	287,600	370,800	391,900
	55	248,800	289,900	372,300	393,000
	56	250,000	292,400	373,800	394,100
	57	251,200	294,500	375,300	395,500
	58	252,400	297,000	376,700	396,700
	59	253,500	299,300	378,100	397,900
	60	254,700	302,000	379,400	399,200
	61	256,100	304,400	380,300	400,400
	62	257,300	306,800	381,500	401,400
	63	258,500	309,300	382,700	402,800
	64	259,400	311,600	383,800	404,100
	65	260,400	313,900	384,700	405,300
	66	261,800	316,100	385,900	406,400
	67	263,200	318,200	386,900	407,600
	68	264,700	320,400	388,000	408,700
	69	266,300	322,600	389,200	409,700
	70	267,800	324,700	390,200	410,900
	71	269,300	326,900	391,300	412,100
	72	270,700	328,900	392,500	413,300
	73	271,800	331,000	393,500	413,900
	74	273,000	333,100	394,600	414,700
	75	274,300	335,300	395,700	415,400
	76	275,500	337,500	396,800	415,900
	77	276,900	339,300	397,700	416,200
	78	278,000	341,200	398,600	416,600
	79	279,200	343,100	399,600	417,000
	80	280,400	344,900	400,600	417,400
再任	81	281,600	346,700	401,400	417,700
用職	82	282,500	348,500	402,200	418,100
員以	83	283,700	350,100	402,900	418,500
外の	84	284,900	351,900	403,700	418,800
職員					

平成二十八年十二月二十二日

大分県報号外(条例)

二九

85	285,900	353,200	404,400	419,100
86	286,800	354,800	405,200	419,500
87	287,700	356,300	405,900	419,900
88	288,700	357,800	406,600	420,200
89	289,800	359,200	407,200	420,500
90	290,700	360,500	407,900	420,800
91	291,600	361,900	408,400	421,100
92	292,500	363,300	409,100	421,300
93	292,900	364,800	409,500	421,500
94	293,600	366,100	409,900	
95	294,300	367,400	410,200	
96	295,100	368,600	410,500	
97	295,900	369,600	410,800	
98	296,700	370,600	411,100	
99	297,500	371,600	411,400	
100	298,200	372,600	411,600	
101	299,100	373,500	411,800	
102	299,600	374,500	412,100	
103	300,100	375,500	412,400	
104	300,600	376,500	412,600	
105	300,800	377,300	412,800	
106	301,200	378,200	413,100	
107	301,500	379,100	413,400	
108	301,700	380,100	413,600	
109	301,900	380,900	413,800	
110	302,100	381,900	414,100	
111	302,400	382,900	414,400	
112	302,700	383,900	414,600	
113	302,900	384,500	414,800	
114	303,100	385,400	415,100	
115	303,300	386,300	415,400	
116	303,600	387,200	415,600	
117	303,900	388,000	415,800	
118	304,200	388,700		
119	304,500	389,500		
120	304,800	390,300		
121	304,900	390,900		
122	305,100	391,700		
123	305,400	392,400		
124	305,700	393,100		
125	305,900	393,700		
126		394,400		
127		394,900		
128		395,500		
129		396,200		

	130		396,800			
	131		397,300			
	132		397,800			
	133		398,100			
	134		398,400			
	135		398,700			
	136		399,000			
	137		399,300			
	138		399,600			
	139		399,900			
	140		400,200			
	141		400,500			
	142		400,800			
	143		401,100			
	144		401,400			
	145		401,600			
	146		401,900			
	147		402,200			
	148		402,400			
	149		402,600			
	150		402,900			
	151		403,200			
	152		403,400			
	153		403,600			
	154		403,900			
	155		404,200			
	156		404,400			
	157		404,600			
	158		404,900			
	159		405,200			
	160		405,400			
	161		405,600			
再任用職員		224,400	270,300	297,300	323,600	404,400

備考(一) この表は、市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校並びにこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十二条第一項に次のただし書を加える。

ただし、次項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行政職九級職員等」という。）に対しては、支給しない。

第十二条第二項第二号中「及び孫」を削り、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫
第十二条第三項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき六千五百円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行政職八級職員等」という。）にあつては、三千五百円）、前項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万円とする。

第十三条第一項中「がある場合又は職員に次の各号の一に該当する」を「（行政職九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行政職九級職員等から行政職九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる」に改め、「（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第一号に該当する事実が生じた場合において、その者に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」を削り、同項第一号中「場合」の下に「（行政職九級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」を加え、同項第二号中「前条第二項第二号又は第四号」を「扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号」に改め、「至つた場合」の下に「及び行政職九級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」を加え、同項第三号及び第四号を削り、同条第二項中「に扶養親族」の下に「（行政職九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」を加え、「扶養親族」を「行政職九級職員等から行政職九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職九級職員等以外の職員となつた日、職員に扶養親族（行政職九級職員等にあつては、扶養親族たる子

に限る。）で同項の規定による届出に係るもの」に改め、「ない」の下に「場合においてその」を加え、「前項第一号」を「同項第一号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に改め、「死亡した日」の下に「、行政職九級職員等以外の職員から行政職九級職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職九級職員等となつた日」を、「の扶養親族」の下に「（行政職九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第三項中「それを受けている職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの」の一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合、扶養手当を受けている職員について同項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員に更に第一項第一号」を「第一号又は第三号」に改め、「（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

- 一 扶養手当を受けている職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合
- 二 扶養手当を受けている職員の扶養親族（行政職九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第一項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合
- 三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある行政職九級職員等が行政職九級職員等以外の職員となつた場合
- 四 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある行政職八級職員等が行政職八級職員等及び行政職九級職員等以外の職員となつた場合
- 五 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行政職九級職員等以外のものが行政職九級職員等となつた場合
- 六 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある職員で行政職九級職員等となつた場合

政職八級職員等及び行政職九級職員等以外のものが行政職八級職員等となった場合
七 職員の扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある
子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

第二十三条第二項第一号中「百分の九十」を「百分の八十五」に、「百分の百十」を
「百分の百五」に改め、同項第二号中「百分の四十二・五」を「百分の四十」に、「百分
の五十二・五」を「百分の五十」に改める。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第三条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年大分県条例第四十二号）の
一部を次のように改正する。

第七条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額 円
1	372,000
2	420,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

第八条第二項中「六月に支給する場合においては百分の百二十二・五、十二月に支給
する場合には百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百五十七・五」を「百分の
百二十二・五」とあるのは「百分の百五十七・五」と、「百分の百三十七・五」とあるの
は「百分の百六十七・五」に改める。

第四条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百五十七・五」と、「百分
の百三十七・五」とあるのは「百分の百六十七・五」を「六月に支給する場合において
は百分の百二十二・五、十二月に支給する場合においては百分の百三十七・五」とあるの
は「百分の百六十二・五」に改める。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第五条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十五年大分県条例第四十三号）の
一部を次のように改正する。

第五条第一項の表を次のように改める。

給料月額 円
394,000
454,000
515,000
595,000
692,000
790,000

第五条第二項の表を次のように改める。

号給	給料月額 円
1	328,000
2	364,000
3	392,000

第六条第二項中「六月に支給する場合においては百分の百二十二・五、十二月に支給
する場合には百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百五十七・五」を「百分の
百二十二・五」とあるのは「百分の百五十七・五」と、「百分の百三十七・五」とあるの
は「百分の百六十七・五」に改める。

第六条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百五十七・五」と、「百分
の百三十七・五」とあるのは「百分の百六十七・五」を「六月に支給する場合において
は百分の百二十二・五、十二月に支給する場合においては百分の百三十七・五」とあるの
は「百分の百六十二・五」に改める。

（特別職の常勤職員の給与等に関する条例の一部改正）

第七条 特別職の常勤職員の給与等に関する条例（昭和二十六年大分県条例第十四号）の一
部を次のように改正する。

第五条中「百分の百六十五」を「百分の百七十五」に改める。

第八条 特別職の常勤職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条中「百分の百五十」を「百分の百五十五」に、「百分の百七十五」を「百分の百
七十」に改める。

（大分県議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部改正）

第九条 大分県議会議員の議員報酬及び費用弁償条例（昭和二十二年大分県条例第十号）の
一部を次のように改正する。

第七条第二項中「百分の百六十五」を「百分の百七十五」に改める。

第十条 大分県議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「百分の百五十」を「百分の百五十五」に、「百分の百七十五」を「百
分の百七十」に改める。

（特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第十一号 特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例（昭和三十八年大分県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第三条、第五条関係）

特別職秘書給料表	
号給	給料月額
一号給	二二七、七〇〇円
二号給	二四五、七〇〇円
三号給	二六三、七〇〇円
四号給	二八一、七〇〇円
五号給	二九九、七〇〇円
六号給	三二〇、六〇〇円
七号給	三四一、二〇〇円
八号給	三六一、八〇〇円
九号給	三八一、三〇〇円
十号給	四〇七、三〇〇円
十一号給	四二五、一〇〇円
十二号給	四五七、六〇〇円
十三号給	四八一、五〇〇円
十四号給	五〇二、四〇〇円
十五号給	五一三、四〇〇円
十六号給	五二一、四〇〇円

（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第十二号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和二十八年大分県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第二号中「及び孫」を削り、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫

（大分県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第十三号 大分県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十八年大分県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第二号中「及び孫」を削り、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫

附則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条、第八条、第十条、第十二条及び第十三条並びに附則第八項から第十項までの規定は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 第一条の規定（職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第二十三条第二項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定、第三条の規定（一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第八条第二項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定、第五条の規定（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第六条第二項の改正規定を除く。）による改正後の任期付研究員条例の規定及び第十一条の規定による改正後の特別職の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の特別職秘書給与条例」という。）の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

3 第一条の規定による改正後の給与条例（以下「第一条改正後給与条例」という。）第二十三条第二項の規定、第三条の規定による改正後の任期付職員条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）第八条第二項の規定、第五条の規定による改正後の任期付研究員条例（以下「改正後の任期付研究員条例」という。）第六条第二項の規定、第七条の規定による改正後の特別職の常勤職員の給与等に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）の規定及び第九条の規定による改正後の大分県議会議員の議員報酬及び費用弁償条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）の規定は、平成二十八年十二月一日から適用する。

（切替日前の異動者の号給の調整）

4 平成二十八年四月一日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（切替日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

5 切替日から施行日の前日までの間（以下「施行日」という。）の前日までの間において、第一条の規定による改正前の給与条例（以下「改正前の給与条例」という。）の規定によ

り、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の第一条改正後給与条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会の定めるところによる。

(施行日から平成二十九年三月三十一日までの間における異動者の号給の調整)

6 施行日から平成二十九年三月三十一日までの間において、第一条改正後給与条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から第一条改正後給与条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与等の内払)

7 第一条改正後給与条例、改正後の任期付職員条例、改正後の任期付研究員条例、改正後の特別職給与条例、改正後の議員報酬条例又は改正後の特別職秘書給与条例の規定を適用する場合においては、改正前の給与条例、第三条の規定による改正前の任期付職員条例、第五条の規定による改正前の任期付研究員条例、第七条の規定による改正前の特別職の常勤職員の給与等に関する条例若しくは第十一条の規定による改正前の特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例に基づいて支給された給与又は第九条の規定による改正前の大分県議会議員の議員報酬及び費用弁償条例に基づいて支給された期末手当は、それぞれ第一条改正後給与条例、改正後の任期付職員条例、改正後の任期付研究員条例、改正後の特別職給与条例若しくは改正後の特別職秘書給与条例の規定による給与又は改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(扶養手当に関する経過措置)

8 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、第二条の規定による改正後の給与条例(以下「第二条改正後給与条例」という。)、第十二条第一項ただし書並びに第十三条第三項第三号及び第五号の規定は適用せず、第二条改正後給与条例第十二条第三項及び第十三条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき六千五百円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員(以下「行政職八級職員等」という。))にあつては、三千五百円)、前項第二号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については一人につき一万円」とあるのは「前項第一号に該当する扶養親族(以下「扶養親族

たる配偶者」という。))については一万二千五百円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員(以下「行政職八級以上職員等」という。))にあつては、一万円)、同項第二号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については一人につき七千円(職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち一人については一万円)、同項第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。))については一人につき六千五百円(職員に配偶者及び扶養親族たる子が不在の場合にあつては、そのうち一人については九千円)」と、同条第一項中「扶養親族(行政職九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第一号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。))」と、同項第一号中「場合(行政職九級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者があつた者を除く。))」とあるのは「場合」と、同項中「二 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合(扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、満二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合及び行政職九級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合を除く。))」とあるのは「二 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合(扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族母等がある職員が配偶者のない職員となつた場合(前号に該当する場合を除く。))」母等がある職員が配偶者を有するに至つた場合(第一号に該当する場合を除く。))が、満二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。))」

と、同条第二項中「扶養親族(行政職九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。))」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行政職九級職員等から行政職九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある

場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職九級職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行政職九級職員等以外の職員から行政職九級職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職九級職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号、第四号、第六号若しくは第七号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第一項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至つた場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第二号中「扶養親族（行政職九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第四号中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族たる配偶者」と、「行政職八級職員等が行政職八級職員等及び行政職九級職員等」とあるのは「行政職八級職員等及び行政職九級職員等」とあるのは「行政職八級職員等」と、「行政職八級職員等及び行政職九級職員等」とあるのは「行政職八級以上職員等」と、「が行政職八級以上職員等」とする。

9 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間は、第二条改正後給与条例第十二条第一項ただし書及び第十三条第三項第五号の規定は適用せず、第二条改正後給与条例第十二条第三項及び第十三条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶

平成二十八年十二月二十二日

者、父母等については一人につき六千五百円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行政職八級職員等」という。）にあつては、三千五百円）、前項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万円」とあるのは「前項第一号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については九千五百円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行政職八級以上職員等」という。）にあつては、六千五百円）、同項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき八千五百円（職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち一人については一万円）、同項第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については一人につき六千五百円（行政職八級以上職員等以外の職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち一人については八千円）」と、同条第一項中「扶養親族（行政職九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行政職九級職員等から行政職九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある」とあるのは「扶養親族がある場合、行政職八級以上職員等から行政職八級以上職員等以外の職員となつた職員であつて扶養親族たる父母等でこの項の規定による届出に係るものがあるもの（扶養親族たる子でこの項の規定による届出に係るものがないものに限る。）に配偶者が不在」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となつた者に扶養親族（新たに行政職八級以上職員等となつた者にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合又は職員に第一号に掲げる事実が生じた場合（行政職八級以上職員等にあつては、新たに扶養親族たる子たる要件を具備するに至つた者がある場合に限る。）において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。）」と、同項第一号中「場合（行政職九級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「二 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、満二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合及び行政職九級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合を除く。）」とあるのは「三 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある場合」

四 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある

大分県報号外（条例）

三五

(扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、満二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。)

職員(行政職八級以上職員等)にあつては、扶養親族たる子があるものに限る。)が配偶者職員(行政職八級以上職員等)にあつては、扶養親族たる子があるものに限る。)が配偶者でない職員となつた場合(前号に該当する場合を除く。)

を有するに至つた場合(第一号に該当する場合を除く。)

と、同条第二項中「扶養親族(行政職九級職員等)にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行政職九級職員等から行政職九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職九級職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行政職九級職員等以外の職員から行政職九級職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職九級職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号から第四号まで、第六号若しくは第七号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第一項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある行政職八級以上職員等以外の職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる子を有するに至つた場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、第三号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある行政職八級以上

職員等以外の職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第二号中「扶養親族(行政職九級職員等)にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、同項第三号中「扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある行政職九級職員等が行政職九級職員等」とあるのは「扶養親族たる父母等で第一項の規定による届出に係るものがある行政職八級以上職員等であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが行政職八級以上職員等」と、同項第四号中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族たる配偶者」と、「行政職八級以上職員等」と、「行政職九級職員等」とあるのは「行政職八級以上職員等」と、同項第六号中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族たる配偶者」と、「行政職八級以上職員等」とあるのは「行政職八級以上職員等」と、「場合」とあるのは「場合又は扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある行政職八級以上職員等以外の職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが行政職八級以上職員等となつた場合」とする。

10 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間は、第二条改正後給与条例第十二条第一項ただし書及び第十三条第三項第五号の規定は適用せず、第二条改正後給与条例第十二条第三項及び第十三条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき六千五百円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員(以下「行政職八級職員等」という。))にあつては、三千五百円)、前項第二号に該当する扶養親族(以下「扶養親族」という。))については一人につき一万円」とあるのは「前項第一号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。))については七千五百円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員(以下「行政職八級以上職員等」という。))にあつては、三千五百円)、同項第二号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については一人につき九千五百円(職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち一人については一万円)、同項第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。))については一人につき六千五百円(行政職八級以上職員等)にあつては三千五百円、行政職八級以上

平成二十八年十二月二十二日

大分県報号外（条例）

（人事委員会規則への委任）

11 附則第四項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。